

「ふるさと起業家支援事業」対象起業家募集要項

1 趣旨・目的

碧南市内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする事業者（以下「ふるさと起業家」という。）をふるさと応援寄附金制度の仕組みを活用して支援することで、碧南市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の基本目標を推進し、地域活性化を目指します。

総合戦略の基本目標を推進する事業を行うふるさと起業家を募集し、審査のうえ、事業認定を受けたものについて、事業に共感する全国の方から助成費用を募集します。

2 ふるさと起業家支援事業の対象者

以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 市内で事業を起業（既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする場合も含みます。以下同じ。）しようとする個人又は法人で、地域資源を活用して総合戦略の基本目標を推進するための事業を行おうとする者であること。

地域資源とは・・・ここでは、市内で生産・加工される商品、食品、製品（原材料や部品を含みます。）や市内の漁港で水揚げされる水産物の総称です。

- (2) 市税を完納していること。
- (3) 碧南市暴力団排除条例（平成24年碧南市条例第17号）第2条第1号に規定する暴力団でないこと、又は同条第2号に規定する暴力団員が役員ではないこと、若しくは暴力団と密接な関係がないこと。

3 対象事業

以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 地域資源を活用した新規の起業であること。

例：市内で生産された米を加工して、新たな商品を販売する場合

市内で生産された部品を利用して、新たな製品を作製する場合

※単に市内で新たに起業するだけでは対象とはなりませんのでご注意ください。

- (2) 総合戦略の基本目標の4項目（しごとづくり、新しい人の流れ、結婚・出産・子育て環境づくり、元気あふれる地域づくり）の推進に寄与する事業であること。

例：地域資源を活用した新たな商品・製品の開発により、ブランド力の向上に寄与するもの

革新的な技術の創出や成長産業への展開を促進し、かつ、市内事業所に部品、

商品、製品等を発注することで地域経済の活性化に寄与するもの

4 助成金額

当該事業に関して、ふるさと応援寄附金制度で募集して集まった寄附金の額とします。ただし、実際に使用した対象経費が寄附金の額に満たなかった場合は、実際に使用した対象経費の金額を上限とします。

※助成時期は、市の予算が議決されてから交付することになります。

5 助成対象となる経費

- (1) 市内の事業所に発注する原材料、部品、商品及び製品の合計金額
- (2) 事業認定を受けた事業に専ら従事する従業員（ただし、新たに雇用する場合に限ります。）の月額給与額（ただし、時間外手当、通勤手当などの各種手当は除きます。）の2分の1の金額
- (3) 事業認定を受けた事業に直接使用するために新たに購入する50万円以上（消費税は除きます。）の機械、備品の取得金額（市内の事業所で使用するものに限ります。）
- (4) 事業認定を受けた事業を実施するために新たに契約する工場、研究所、店舗、その他の建物の建設費又は賃借料
- (5) 事業認定を受けた事業を実施するために必要な調査研究費用（他の機関への調査研究委託費も含みます。）

6 提出書類

- (1) 事業計画書（事業が複数年になる場合は、各年度の金額が分かるように記載してください。）
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 直近3ヵ年の決算書（貸借対照表、損益計算書）（新規創業事業者は除く。）
- (4) 定款、履歴事項全部証明書（法人のみ）

※証明書は、申請日前3ヶ月以内に取得した証明書原本を提出してください。

7 事業計画書の記載事項

- (1) 事業計画の新規性、公益性、採算性
- (2) 地域資源の活用方法
- (3) 総合戦略の基本目標を推進するための事業内容（寄与度）
- (4) 事業に必要な事業費（目標金額）、事業期間

- (5) 寄附金額が事業費まで到達しなかった場合の事業の実施方法
- (6) ふるさと未来投資家への事業報告内容（案）
- (7) ふるさと未来投資家への自社製品の送付、事業所見学への招待等

※ふるさと未来投資家とは、碧南市外に住所を有する個人で、ふるさと起業家支援事業の趣旨に賛同して寄附をした人です。

8 審査方法

事業計画を審査する審査会に意見を求めます。その審査結果を受けて、市は、事業認定の可否について決定し、申請された方に結果を通知します。

9 寄附金の募集期間

ふるさと起業家に認定された事業者の方と相談の上決定します。

10 ふるさと起業家の募集期間

随時受付しています。

提出時間は、平日の午前9時00分から午後4時までにご提出ください。（土、日、祝日、及び12月29日から1月3日の間は提出できません。）

※内容に質問がある場合は、文書にて提出してください。（電子メール、郵送又は持参により提出してください。）

11 提出方法

碧南市企画財政部企画政策課政策推進係へ郵送または持参して下さい。

提出部数は、各1部です。

12 提出先

〒447-8601 碧南市松本町28番地

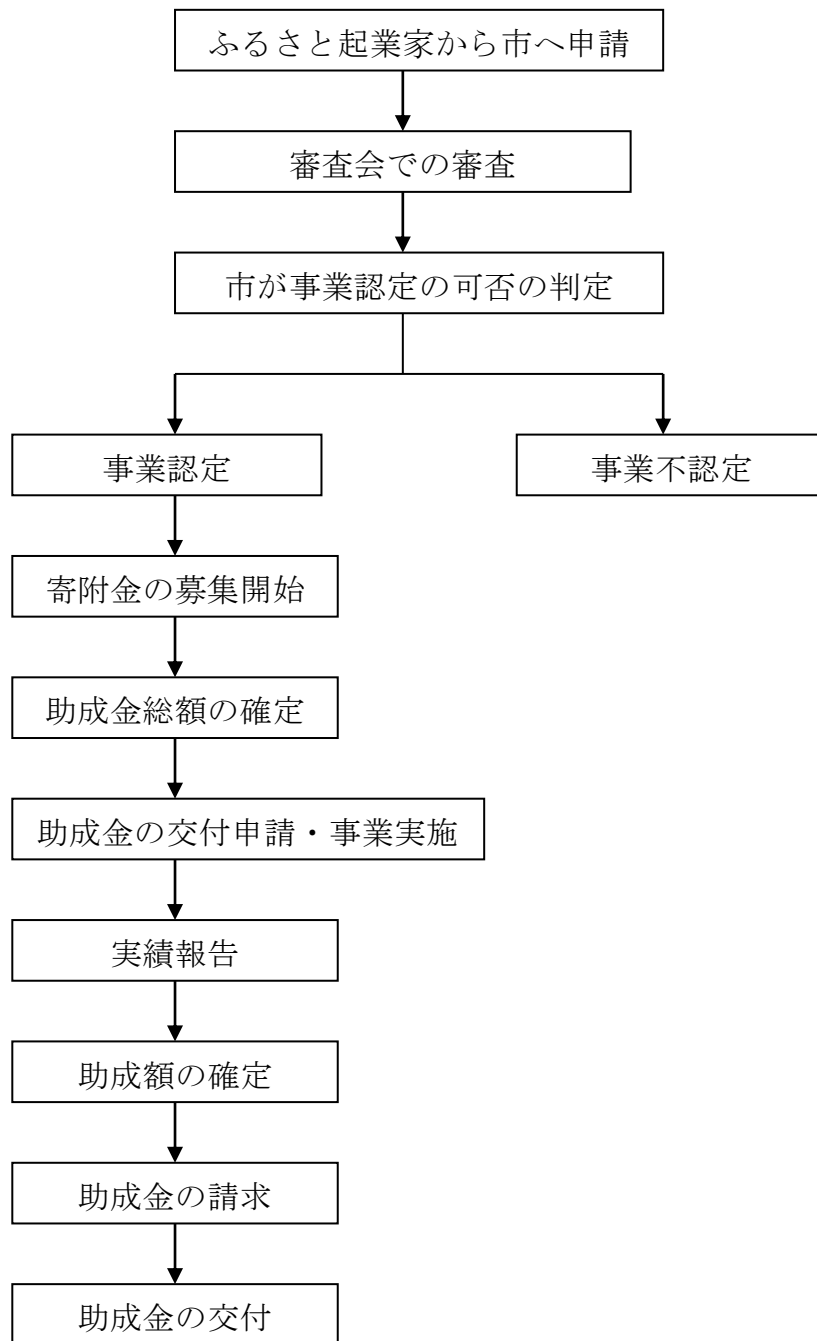
碧南市企画財政部企画政策課政策推進係（碧南市役所4階）

電話 0566-95-9865

FAX 0566-48-0077

E-mail kikakuka@city.hekinan.lg.jp

ふるさと起業家支援事業の主な流れ



※事業の開始時に助成金の一部又は全部を交付する場合があります。